

# 杉並区地域自立支援協議会 について

平成29年度 第1回 資料3



障発0328第8号 平成25年3月28日  
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営要綱

## 第1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。

## 第2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

### 1 協議会の設置

(1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない。

(第89条の3第1項)

(2) 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(同条第2項)

### 2 市町村障害福祉計画

市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(第88条第8項)

### 3 都道府県障害福祉計画

(省略)

## 第3 市町村が設置する協議会（市町村協議会）

### 1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

### 2 設置方法

市町村協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

### 3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

（例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

## 4 主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営 等

**相談支援体制**について、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、課題を共有し、関係機関の連携の緊密化をはかる役割が「協議会」である

**障害福祉計画**の推進状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行う

**障害者虐待防止**において、その体制を整備し、関係機関でネットワークを構築、強化を図る

# 地域自立支援協議会の機能

## 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

## 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

## 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善

## 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

## 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

## 評価機能

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価、サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業者の評価、市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

杉並区地域自立支援協議会設置要綱 平成19年3月29日杉並第88517号  
改正 平成26年3月24日杉並第66342号

第2条 障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進するため、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする

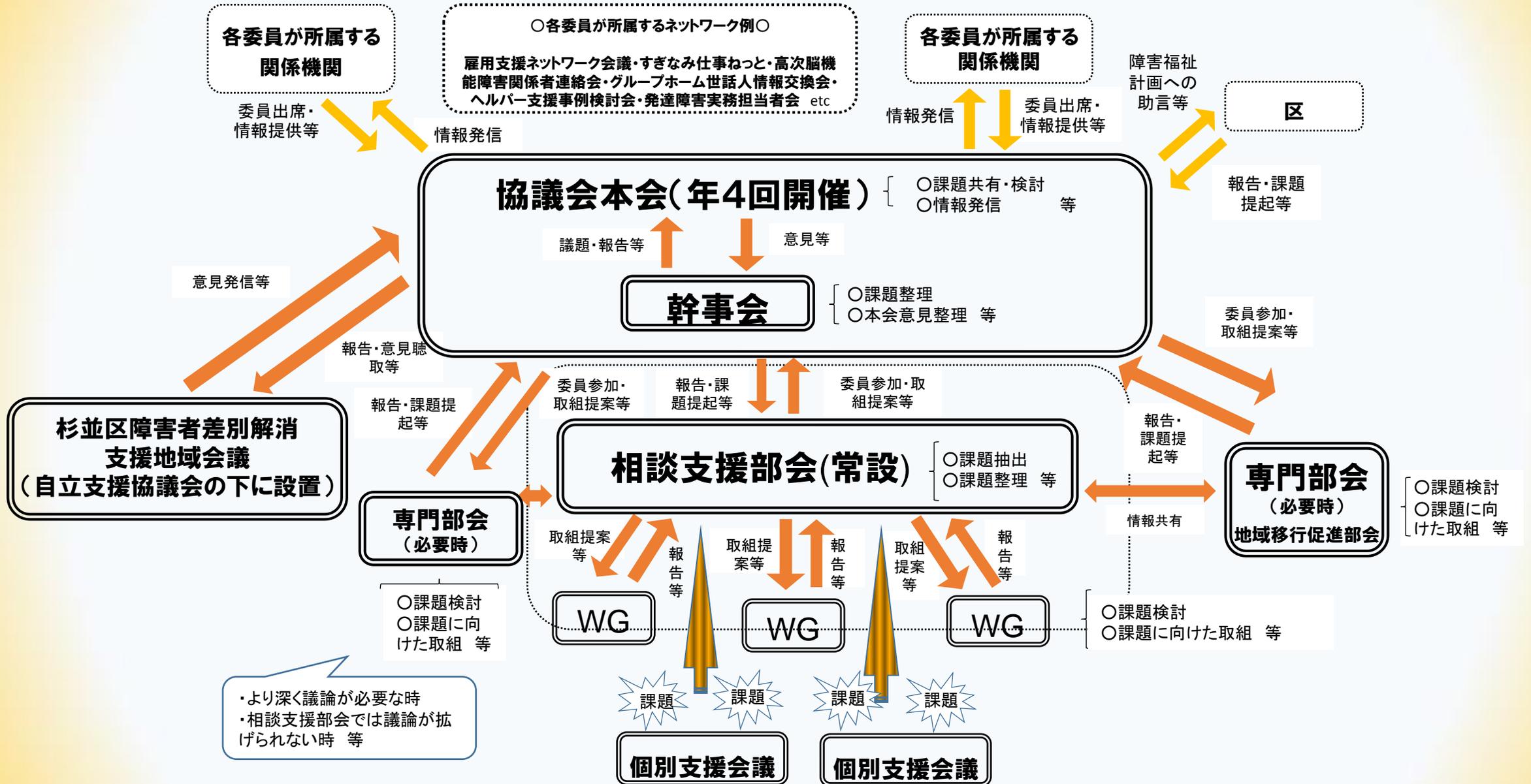
第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する

- (1)保健医療関係者1人
- (2)教育関係者3人以内
- (3)就労関係者1人
- (4)権利擁護関係者1人
- (5)障害当事者3人以内
- (6)学識経験者1人
- (7)サービス事業者4人以内
- (8)相談支援事業所6人以内

第6条 協議会は公開とする

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する

# <体制>



# 本会の取り組み

## 第一期

(平成19,20年度)

- ・ 保健福祉計画改定に向けて、専門部会の報告と検討
- ・ 「あってよかった自立支援協議会にするためには」

## 第二期

(平成21,22年度)

- ・ 相談支援体制の整備、福祉と教育の連携、成年後見制度との連携など課題
- ・ 部会活動を通して、自立支援の課題が明らかに

## 第三期

(平成23,24年度)

- ・ 地域における課題(虐待防止、新しい相談支援体制について、教育と福祉の連携について)
- ・ 第三期障害福祉計画策定に当たり、議論した課題をまとめる

## 第四期

(平成25,26年度)

- ・ 障害者の就労支援における現状と課題
- ・ 障害福祉計画の進捗状況把握と検討、助言

## 第五期

(平成27,28年度)

- ・ 安心して暮らし続けられる地域づくり
- ・ 差別解消支援地域会議の設置

## 第五期の取り組みについて

### ①障害当事者の参加の促進

知的障害の当事者委員の参加

当事者家族団体のオブザーバー参加→五期から本会委員として参加

### ②公開性の向上 一般傍聴を可能に

### ③議論の活性化 3回／年→4回／年、報告の簡略化により議論時間増へ

### ④差別解消支援地域会議を協議会のもとに設置

### ⑤委託相談支援センターの現状報告と意見交換

## 地域自立支援協議会シンポジウムを開催する

平成23年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「障害者総合福祉法の動向と今後の障害者福祉の展望」 明治学院大学社会学部教授 茨木尚子氏</li><li>・ 地域における自立生活（暮らし）を考えるPD</li></ul>	明
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「新しい相談支援の仕組みと自立支援協議会」 生労働省 相談支援専門官 遅塚明彦氏</li><li>・ 地域における自立生活（暮らし）を考えるPD</li></ul>	厚
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「医療的ケアの変遷と今後の展望」 定非営利活動法人地域ケアさぽーと研究所理事長 飯野順子氏</li><li>・ 医療的ケアを受けながら地域で生活する方たちによるPD</li></ul>	特
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「障害者権利条約と合理的配慮」 DPI日本会議事務局長 佐藤聡氏</li><li>・ 働く障害のある方たちによるPD</li></ul>	
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害のある方たちによる自立生活を紹介するPD</li></ul>	

PD＝パネルディスカッション

# 相談支援部会

## <目的>

- ①相談支援を通じて、地域の課題を抽出し、課題を検討したり、課題解決に向けた取組みを行う。
- ②課題を解決するための地域のネットワークの構築を進める。
- ③相談支援従事者の技量アップにつなげる。

## <構成委員> 42名

- ①指定特定相談支援事業所 34所
- ②委託相談支援事業所(すまいる) 3所
- ③就労関係(ワークサポート杉並) 1所
- ④福祉事務所 障害担当 1名
- ⑤保健センター 保健師 1名
- ⑥障害者生活支援課 作業療法士1名
- ⑦特別支援学校コーディネーター 1名

# 地域移行促進部会

## <目的>

- ①地域移行を進めるために、地域での課題を整理し解決方法を考える
- ②知的、身体の入所施設からの地域移行の取組を広げるための仕組みづくり
- ③地域移行支援、地域定着支援(個別給付事業)の対象者のイメージづくり

## <構成委員> 19名(予定)

- ①指定特定・一般相談支援事業所 3所
- ②委託相談支援事業所(すまいる) 3所
- ③サービス提供事業所(通所施設、入所施設、グループホーム) 7名
- ④訪問看護ステーション 1名
- ⑤保健センター保健師 1名
- ⑥福祉事務所 障害担当 1名
- ⑦障害当事者 1名
- ⑧家族 1名
- ⑨精神科病院ケースワーカー 1名